度の一般会計補正予算（第２号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金によるもの及び平成三十年度の一般会計補正予算（第２号）又は令和元年度の予算におけるプレミアム付商品券事業助成費を財源として市町村若しくは特別区又はプレミアム付商品券事業を行う団体が販売するプレミアム付商品券によるもの（以下「給付金等による収入」という。）を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ　（略）

二　（略）

イ～ニ　（略）

ホ　イからニまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入（給付金等による収入を除く。）の月額の十分の三に相当する額

ヘ　（略）

三　（略）

イ～ヘ　（略）

ト　イからヘまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の収入（給付金等による収入を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ　（略）

四　（略）

2　（略）

（法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第十八条の四　（略）

一　（略）

イ～ヘ　（略）

ト　イからヘまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入（給付金等による収入を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ　（略）

度の一般会計補正予算（第２号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金（以下「給付金」という。）を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ　（略）

二　（略）

イ～ニ　（略）

ホ　イからニまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入（給付金を除く。）の月額の十分の三に相当する額

ヘ　（略）

三　（略）

イ～ヘ　（略）

ト　イからヘまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の収入（給付金を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ　（略）

四　（略）

2　（略）

（法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等）

第十八条の四　（略）

一　（略）

イ～ヘ　（略）

ト　イからヘまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入（給付金を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ　（略）

二　（略）

イ～ヘ　（略）

ト　イからヘまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の収入（給付金等による収入を除く。）の月額の十分の三に相当する額

チ　（略）

三　（略）

2　（略）

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等） **第四条**　（略） 一　（略） イ～ヘ　（略） ト　イからヘまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十八条の二第一項第一号トに規定する給付金等による収入を除く。）の月額の十分の三に相当する額 チ　（略） 二　（略） 2　（略）	**附　則** （改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等） **第四条**　（略） 一　（略） イ～ヘ　（略） ト　イからヘまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入（平成二十五年度の一般会計補正予算（第１号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の一般会計補正予算（第１号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の一般会計補正予算（第２号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金を除く。）の月額の十分の三に相当する額 チ　（略） 二　（略） 2　（略）